

令和2年3月11日

株 主 各 位

新潟県佐渡市両津湊353番地  
佐 渡 汽 船 株 式 会 社  
代表取締役社長 尾 崎 弘 明

## 第158期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第158期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年3月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年3月26日（木曜日）午後1時（受付開始予定正午）
2. 場 所 新潟県佐渡市両津夷261番地1  
湖畔の宿 吉田家 東館3階大広間「飛天」  
※昨年と会場が異なりますのでご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第158期（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）計算書類報告の件
  2. 第158期（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項  
議案 取締役7名選任の件

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、総会終了後、引き続いて恒例による株主懇談会を開催いたしますのでお含みおきください。

◎ 本定時株主総会招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）の「IR情報」に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載していません。

◎ 本定時株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）に掲載し周知させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成31年1月1日から  
令和元年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、政府の経済対策や金融政策等の効果を背景とした雇用・所得環境の改善傾向が続く中、堅調な個人消費に支えられ全体としては緩やかな景気回復が続きました。しかしながら、消費税率の引き上げや相次ぐ大型台風の襲来による自然災害の発生等が景気へ与える影響が懸念される状況もありました。また、海外経済は、米中間の通商問題による中国景気減速の懸念や日韓問題の影響に対する懸念から先行きに慎重な姿勢が見られました。

旅客船業界におきましては、地方における人口の減少、観光ニーズの多様化等により、旅客輸送人員は減少傾向が続いております。また、燃料油価格の高騰、老朽船舶の代替えや海事産業に従事する人材の確保の課題など、引き続き懸念材料が山積しております。

このような状況のもと当社は、①安全運航の徹底、②お客様を確実に増やしていく、③グループ会社の健全化に努めるの3項目を重点課題とし、当事業年度の輸送量目標を旅客輸送人員で153万人、自動車航送換算台数は22万7千台、貨物輸送トン数を15万9千トンと見込み、目標達成に向けて営業を強化し、積極的な事業を展開いたしました。そのような中、アクセス数の増加、インターネット予約の利便性向上や利用促進を図るために取り組んできたホームページの全面リニューアルを3月に実施しました。

第1四半期（1月から3月まで）は、暖冬小雪のため荒天による欠航が例年と比較して少なく、旅客輸送人員及び自動車航送換算台数は堅調に推移しました。また、燃料油価格変動調整金2ゾーンを適用（前年同期は1ゾーンを適用）したことにより、売上高は前年同期を上回りました。しかしながら、平成31年3月9日、当社のジェットfoil「ぎんが」が両津港に向けて航行中、海洋生物らしきものと接触し、重傷者を含む乗客80名を超える方々が負傷される事故が発生しました。

続く第2四半期（4月から6月まで）は、3月9日に発生したジェットfoil「ぎんが」の事故による修繕のため、当初、予定していたダイヤの変更（減便）を余儀なくされたため、ジェットfoilの輸送人員は前年同期を下回りました。また、5月1日から寺泊航路が廃止されました。

そして、6月18日に山形県沖を震源とし震度6強を観測した地震により、旅行キャンセルが発生する等、当社の輸送環境にとって厳しい状況が続きました。一方、10連休となったゴールデンウィーク期間中は前年同期を大幅に上回る輸送量となったことにより、旅客輸送人員、自動車航送換算台数は前年同期を上回りました。貨物輸送トン数については、前年同期と比較して大型の公共工事、建設工事の減少に伴う鉄材等や備蓄用米の輸送量の減少により、前年同期を大きく下回りました。

当社にとって最盛期となる第3四半期（7月から9月まで）は、ジェットfoil「ぎんが」の事故による修繕が完了し、7月19日から同船は営業航海を再開し通常の運航体制に復帰するなかで、ジェットfoilの輸送人員は前年同期を上回りました。しかし、輸送実績全体では、旅客輸送人員及び自動車航送換算台数、貨物輸送トン数ともに前年同期を下回りました。

第4四半期（10月から12月まで）は、12月は暖冬のため荒天による欠航便数が減少しましたが、10月から11月は台風等の影響により欠航便数が増加し、旅客輸送人員及び自動車航送換算台数ともに前年同期を下回りました。また、貨物輸送トン数も米等の輸送量の減少により前年同期を下回りました。

当事業年度の旅客輸送人員は146万6,681人（前事業年度比0.9%減、1万3,671人の減少）、自動車航送換算台数は22万2,254台（前事業年度比1.0%減、2,177台の減少）、貨物輸送トン数は14万9,582トン（前事業年度比6.0%減、9,491トンの減少）となりました。

なお、航路別の旅客輸送人員及び自動車航送換算台数は以下のとおりです。

新潟航路は、カーフェリー輸送人員が83万2,923人（前事業年度比0.2%増、1,713人の増加）、ジェットfoil輸送人員が50万8,972人（前事業年度比1.3%減、6,554人の減少）、合計134万1,895人（前事業年度比0.4%減、4,841人の減少）、自動車航送換算台数は19万7,015台（前事業年度比1.1%減、2,107台の減少）となりました。

直江津航路は、カーフェリー輸送人員は12万2,707人（前事業年度比0.8%増、1,025人の増加）で前事業年度を上回りました。しかし、前事業年度の高速カーフェリー「あかね」の推進器修理に伴い6月に設定したジェットfoil輸送人員1,140名を含めると、直江津航路の輸送人員は前事業年度比0.1%の減、115名の減少となりました。自動車航送換算台数は2万5,239台（前事業年度比0.3%減、70台の減少）となりました。

5月1日から廃止となりました寺泊航路の輸送人員は、観光振興を目的に、7月から10月の間に新潟県、長岡市ならびに佐渡市の支援を受けて寺泊港と小木港を結ぶ航路で6便実施されたジェットfoilチャーター便

の実績2,079人で前事業年度比80.7%減、8,715人の減少となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は、81億1,270万8千円（前事業年度比5.2%減、4億4,538万8千円の減少）、営業損失は4億1,824万6千円（前事業年度は6,581万円の利益）、経常損失は4億7,747万1千円（前事業年度は4,929万3千円の利益）、当期純損失は8億919万円（前事業年度は5,745万8千円の利益）となりました。

② 部門別輸送状況（以下、△は前事業年度に比べ減少したことを表します。）

| 部 門                  | 第 156 期<br>(平成29年度) |           | 第 157 期<br>(平成30年度) |           | 第 158 期<br>(令和元年度・当事業年度) |           |
|----------------------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|--------------------------|-----------|
|                      | 輸 送 量               | 前事業年度比    | 輸 送 量               | 前事業年度比    | 輸 送 量                    | 前事業年度比    |
| 旅 客 部 門<br>(旅客輸送人員)  | 人<br>1,472,144      | %<br>△2.2 | 人<br>1,480,352      | %<br>0.6  | 人<br>1,466,681           | %<br>△0.9 |
| 自動車航送部門<br>(航送換算台数)  | 台<br>209,778        | %<br>0.1  | 台<br>224,431        | %<br>7.0  | 台<br>222,254             | %<br>△1.0 |
| 貨 物 部 門<br>(貨物輸送トン数) | トン<br>159,261       | %<br>△0.3 | トン<br>159,073       | %<br>△0.1 | トン<br>149,582            | %<br>△6.0 |

(注) 自動車航送部門の航送換算台数は乗用車換算です。

③ 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は6億8,083万7千円で、その主なものは次のとおりであります。

ア. 当事業年度中に実施した主要な設備投資

(建設仮勘定) 新潟港万代島旅客上屋耐震補強工事 2億3,465万3千円

イ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

(船舶) 売却 高速船「あいびす」(帳簿価額) 3,562万円

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第155期<br>(平成28年度) | 第156期<br>(平成29年度) | 第157期<br>(平成30年度) | 第158期<br>(令和元年度・当事業年度) |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------|
| 営 業 収 益 (千円)                          | 7,630,781         | 8,083,861         | 8,558,096         | 8,112,708              |
| 経常利益又は経常損失<br>(△) (千円)                | △372,477          | △42,683           | 49,293            | △477,471               |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)              | △567,608          | △192,567          | 57,458            | △809,190               |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり<br>当期純損失(△) (円) | △39.97            | △13.55            | 4.03              | △56.66                 |
| 総 資 産 (千円)                            | 12,796,677        | 12,476,069        | 12,271,659        | 11,672,393             |
| 純 資 産 (千円)                            | 1,810,358         | 1,593,886         | 1,643,615         | 838,039                |
| 1株当たり純資産 (円)                          | 122.80            | 109.56            | 113.44            | 56.97                  |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金<br>千円 | 当社の議決権比率<br>% | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|-------------|---------------|---------------|
| (株) 佐 渡 歴 史 伝 説 館   | 50,000      | 100.0         | 観光施設業及び売店・飲食業 |
| 佐 渡 汽 船 商 事 (株)     | 49,000      | 100.0         | 売店・飲食業        |
| 佐 渡 汽 船 観 光 (株)     | 47,300      | 100.0         | 旅行業           |
| 万 代 島 ビ ル テ ク ノ (株) | 12,800      | 100.0         | 建物サービス業       |
| 佐渡汽船シップマネジメント(株)    | 9,000       | 100.0         | 船舶管理業         |
| 佐渡汽船シップメンテナンス(株)    | 9,000       | 100.0         | 船舶修繕業         |
| 小 木 観 光 (株)         | 40,000      | 75.0          | 売店・飲食業        |
| (株)佐渡西三川ゴールドパーク     | 50,000      | 71.4          | 観光施設業         |
| 両 津 南 埠 頭 ビ ル (株)   | 100,000     | 75.0          | 不動産賃貸業        |
| (株)SADOニツ亀ビューホテル    | 82,500      | 55.8          | 旅館業           |
| 佐 渡 汽 船 運 輸 (株)     | 79,000      | 55.1          | 一般貨物自動車運送業    |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の11社であります。

当連結会計年度の売上高は114億7,701万1千円(前連結会計年度比3.9%減)、営業損失は3億871万6千円(前連結会計年度は2億4,696万3千円)

の利益)、経常損失は4億1,876万4千円(前連結会計年度は1億5,213万5千円の利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は7億6,962万3千円(前連結会計年度は1億553万4千円の利益)であります。

#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、当面海外経済の減速の影響が続くものの、国内的には東京オリンピック・パラリンピック等の大規模イベントが控えているとともに、政府の経済対策による下支え等により、不透明感はあるものの景気の拡大基調が続くと予想されます。

一方、全国的に離島航路は、過疎化・高齢化に伴う旅客・貨物の輸送量の減少、老朽船舶の代替建造など、その運営は厳しい状況下であり、佐渡島も過疎化・高齢化が急速に進行しております。また、当社におきましても老朽船舶の代替建造が喫緊の課題となっております。

そのような離島の課題を踏まえ、「有人国境離島特措法」(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法)に基づく国の「地域社会維持推進交付金」を活用した佐渡航路運賃低廉化事業により、引き続き多くの佐渡市民からご利用いただいております。加えて、国内観光需要の減少が予想されるなか、新潟・佐渡観光推進機構株式会社と連携した訪日外国人観光客誘致に向けた取り組みをさらに強化していきます。

また、観光振興を目的に、令和元年に実施した寺泊と小木を結ぶ航路にジェットfoilによるチャーター便の運航を令和2年も計画しており、これにより更なる利用者の掘り起しに努めてまいります。

このような厳しい経営環境を踏まえ、令和2年の対処すべき重点課題として、①安全、安心、安定した運航と安全作業、②お客様を確実に増やす、③経営改善への計画と推進、の3項目を掲げ、その達成に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

##### ① 安全、安心、安定した運航と安全作業

ア. 平成31年3月9日に発生したジェットfoil「ぎんが」事故を重く受け止め、当社は、安全で安定し、お客様に安心していただける運航を提供することが重要な使命であり、企業経営の根幹と位置付け、最も基本的なサービスと考えております。そのため、経営トップが主体的に策定した令和2年の「安全方針」及び「安全重点施策」を全社一丸となって確実に実行してまいります。さらに、安全管理規程に基づいて構築した安全管理体制を確実に機能させるとともに、経営トップ自らが常に事業の安全に関心を持ち、報告された課題の把握分析を行い、その分析結果に対応した改善策を的確かつ迅速に実行してまいります。

- イ. 構築した安全管理体制の継続的な見直し・改善を図るため、P D C Aサイクルを確実に機能させます。
- ウ. 旅客船部門全体では、リスクマネージャーと連携し、ヒヤリハットレポート・ニュースによるグループディスカッションを有効活用し、積極的なチャレンジとB R M活動及び「指差呼称」の励行により、職場における安全風土・安全文化の醸成を図ります。また、管理監督者を中心にメンタルヘルスへの取り組みを強化し、個人を尊重する意識を高め、ハラスメントを許さない環境を構築します。
- (注) チャレンジ  
下位者から上位者への安全の主張と積極的な進言。
- (注) B R M (ブリッジ・リソース・マネジメント)  
ブリッジ (船橋) で利用可能なリソース (資源: 人・物・情報) を操船実務者のメンバーが、安全意識及び安全行動として有効に活用するための手法。
- (注) メンタルヘルス  
精神面の健康のことで、疲労、ストレス、悩みなどの軽減と緩和を図ることを要する。カーフェリーに於いては船長及び機関長、一等航海士、一等機関士、事務長を、高速船チームに於いては船長及び機関長をメンタルヘルスに取組む管理監督者とみなす。
- エ. ジェットフォイルでは、上記「ウ」に加えて、鯨類との衝突対策として、設定された減速区間を厳守するとともに、目撃情報とハザードマップを活用して減速の強化を実施し、衝突回避及び乗客・乗員の被害軽減を図ります。また、見張りの強化・シートベルト着用の声掛け・減速区間航行時の注意喚起を徹底し、お客様に必要な情報を提供します。
- オ. 貨物船におきましては、「安全最優先」を原則としたうえで明るい職場環境を作り、「報告・連絡・相談・打ち合わせ」を確実に行います。また、「指差呼称」を実行することで危険に対する意識の高揚を図るとともに、集められたヒヤリハット情報を分析してヒューマンエラー対策を策定し、各作業マニュアルに反映させて確実に実行します。
- カ. 陸上部門におきましては、荷役作業については「フォークリフト運転マニュアル」を徹底遵守することにより、荷役作業中の事故の撲滅を図ります。また、ヒヤリハット情報を活用した「安全に関する話し合い」を推進するとともに、事例情報の分析からヒューマンエラー対策を策定・実践し、組織全体の安全風土の構築を強化します。加えて、個人レベルのヒューマンエラー対策として、メリハリのある「指差呼称」の徹底実施に取り組んでまいります。また、危険予防講習会及びK Y T訓練を開催し、安全に対する指導の強化を図り、危険予知知識や行動を各部署の業務内容に活用し、周りに潜む見えない危険を察知・回避します。



## ② お客様を確実に増やす

### ア. 効率的な営業活動の推進、商品開発のさらなる注力

- a. 令和2年の年間輸送人員目標である153万人の達成に向け、目標と実績の管理を徹底し、行動計画の実施状況を確認することで、未達部分への手当を早めに行います。
- b. 佐渡への誘客におきましては、「選択と集中」の考えに基づいたセールスに努めます。団体のセールスはエリア毎の特徴と傾向を分析した上で、日蓮上人降誕800年・開目抄撰述750年や佐渡金銀山の世界文化遺産国内推薦の可能性が高いこと等の話題を最大限活用し、獲得の可能性の高い団体を絞り込んでセールスを行います。また、前事業年度において台風等により佐渡旅行が見送りとなった団体の再獲得に努めてまいります。

一方、個人旅行者の誘致にあたりましては、引き続き、SNSの積極的な活用で佐渡の新しい情報及び魅力の発信に努めていきます。併せて、効果的な営業割引施策の実施で交流人口の増加に取り組むとともに、日帰り型を中心に自社主催旅行商品の内容の見直しやさらなる充実を図ります。

### イ. 訪日外国人観光客誘致のための取り組みの拡大

- a. 新潟・佐渡観光推進機構株式会社と新潟県、佐渡市等、関係自治体との連携協力を深め、台湾団体誘客を中心とした新規市場の開拓を進めていきます。また、FIT（訪日個人旅行）の誘致拡大に向けた取り組みとして、二次交通パスの造成、販売を強化します。とりわけ、東京オリンピック・パラリンピックの開催を絶好の機会と捉え、各種誘客策を検討してまいります。
- b. グループ会社施設を中心に訪日外国人観光客の受入体制整備に向けた、外国語によるコミュニケーション能力向上に引き続き取り組んでいきます。

### ウ. SNSやインターネット広告及び佐渡のイメージアップの取り組み

- a. 当社PR推進室の女性職員が中心となり、当社の公式Facebook及びInstagram、Twitter等を活用した佐渡の魅力拡散及び定期的な佐渡取材により公式ブログ「さどトリコ」を更新することで情報発信を充実させていきます。また、インフルエンサーを誘致して配信することで、佐渡の認知拡大とイメージアップに貢献してまいります。更に自社佐渡旅行商品の販売を強化するため、商品毎にエリア等のターゲットを絞り、予約獲得に向けたSNS広告を実施し、結果の分析や検証を行い、効果的なインターネット広告を展開してまいります。

b. カーフェリー船内でのイベント開催や待合室の飾りつけ等、「船旅の魅力度アップ」や「待合室の賑やかし」に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

エ. クルーズ船旅行者の佐渡誘致に向けた取り組み

新潟県等の関係機関と連携し、新潟東港にクルーズ船が寄港した際のオプションルツアーにジェットフォイルを活用した佐渡コースの設定を可能とするための準備を進めていきます。

オ. お客様サービスのさらなる向上

a. 「佐渡汽船グループお客様サービス向上委員会」をその活動の中心に位置付け、離島航路No. 1の顧客満足度を目指し、接客の最前線に位置する現場レベルの委員による議論の深化や情報共有に努めるとともに、実施状況を確認することでPDCAサイクルを徹底してまいります。

b. インターネット予約の利便性向上等を目的に、平成31年3月にホームページの全面改修を行いました。今後さらにお客様の負担を減らすサービス向上に向けて、ネット予約決済の乗船スマート化の検討を進めていきます。

### ③ 経営改善への計画と推進

ア. 社員の働き方改革を含めた業務の効率化など、経営改善のために収支改善を図ります。貨物部門の収支改善や小木・直江津航路の増送、船舶の代替などの諸問題について、担当部署ならびに関係機関等と連携し、実現に向けて取り組んでまいります。

イ. グループ会社について、役員とグループ幹部のディスカッションの機会を増やし、課題の洗い出しを行い、各社の収益性や経営基盤を強くするための新規の取り組みを推進します。また、グループ各社と連携した積極的な広告宣伝展開を目指します。

以上のように役職員一同、力を合わせ、安全、安心、安定した運航を確保し、会社の健全経営に向け努力いたします。公共交通機関の使命である安全を第一に、お客様に信頼され、喜ばれ、愛される佐渡汽船を目指すとともに、離島航路No. 1の良質なサービスをお客様に提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（令和元年12月31日現在）

当社の主要な事業内容は本土と佐渡島間の海上運送事業で、旅客部門・自動車航送部門・貨物部門に分かれております。

(6) 主要な営業所（令和元年12月31日現在）

- ① 本 社 新潟県佐渡市
- ② 両津支店 新潟県佐渡市
- ③ 新潟支店 新潟県新潟市

(7) 使用人の状況（令和元年12月31日現在）

当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-----------|---------|-------------|
| 176 (3) 名 | 1名減 (1名減) | 45.4歳   | 13.2年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和元年12月31日現在）

| 借入先                    | 借入金残高       |
|------------------------|-------------|
| シンジケートローン（注1）          | 1,421,150千円 |
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 1,351,875千円 |
| 株式会社第四銀行               | 1,315,245千円 |
| 株式会社北越銀行               | 1,130,967千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫           | 957,750千円   |
| 株式会社商工組合中央金庫           | 712,930千円   |
| 新潟県信用農業協同組合連合会         | 608,318千円   |
| 株式会社みずほ銀行              | 600,000千円   |
| 株式会社三井住友銀行             | 200,000千円   |
| 新潟信用金庫                 | 108,700千円   |

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社第四銀行を主幹事とする計6行からの協調融資によるものであります。

2. 上記借入金残高のほかに、下記社債の当事業年度末残高があります。

株式会社第四銀行 771,860千円

株式会社北越銀行 217,200千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式等の状況

### (1) 株式の状況（令和元年12月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 14,292,250株 |
| ③ 株主数        | 1,843名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株主名             | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------|------------|--------|
| 新潟県             | 5,454,500株 | 38.19% |
| 佐渡農業協同組合        | 606,446株   | 4.24%  |
| 株式会社第四銀行        | 418,700株   | 2.93%  |
| 古川茂代            | 277,868株   | 1.94%  |
| 株式会社神田造船所       | 254,500株   | 1.78%  |
| 株式会社北越銀行        | 252,700株   | 1.76%  |
| 新潟県観光物産株式会社     | 237,737株   | 1.66%  |
| 川重ジェイ・ピー・エス株式会社 | 227,200株   | 1.59%  |
| 株式会社和田商会        | 212,700株   | 1.48%  |
| 新潟交通株式会社        | 203,340株   | 1.42%  |

- (注) 1. 大株主は、令和元年12月31日現在の株主名簿によるものであります。  
2. 持株比率は、自己株式（10,624株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                             |                   | 第1回新株予約権                                                   | 第2回新株予約権                                                   |
|-----------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 平成22年3月26日                                                 | 平成23年3月25日                                                 |
| 新株予約権の数                     |                   | 67個                                                        | 69個                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 6,700株<br>(新株予約権1個につき100株)                            | 普通株式 6,900株<br>(新株予約権1個につき100株)                            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権1個当たり25,000円<br>(1株当たり250円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権1個当たり23,600円<br>(1株当たり236円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり1円)                                | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり1円)                                |
| 権利行使期間                      |                   | 平成22年4月13日から<br>令和22年4月12日まで                               | 平成23年4月12日から<br>令和23年4月11日まで                               |
| 行使の条件                       |                   | (注1)、(注2)、(注3)                                             | (注1)、(注2)、(注3)                                             |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名                  | 新株予約権の数 31個<br>目的となる株式数 3,100株<br>保有者数 1名                  |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                       |
|                             | 監査役               | 新株予約権の数 37個<br>目的となる株式数 3,700株<br>保有者数 1名                  | 新株予約権の数 38個<br>目的となる株式数 3,800株<br>保有者数 1名                  |

|                             |                   | 第3回新株予約権                                                    | 第4回新株予約権                                                    |
|-----------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 平成24年3月28日                                                  | 平成25年3月27日                                                  |
| 新株予約権の数                     |                   | 73個                                                         | 121個                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 7,300株<br>(新株予約権1個につき100株)                             | 普通株式 12,100株<br>(新株予約権1個につき100株)                            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権1個当たり 27,200円<br>(1株当たり272円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権1個当たり 23,900円<br>(1株当たり239円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                                | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                                |
| 権利行使期間                      |                   | 平成24年4月14日から<br>令和24年4月13日まで                                | 平成25年4月13日から<br>令和25年4月12日まで                                |
| 行使の条件                       |                   | (注1)、(注2)、(注3)                                              | (注1)、(注2)、(注3)                                              |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 39個<br>目的となる株式数 3,900株<br>保有者数 2名                   | 新株予約権の数 66個<br>目的となる株式数 6,600株<br>保有者数 2名                   |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                        |
|                             | 監査役               | 新株予約権の数 34個<br>目的となる株式数 3,400株<br>保有者数 1名                   | 新株予約権の数 55個<br>目的となる株式数 5,500株<br>保有者数 1名                   |

|                        |                   | 第5回新株予約権                                                   | 第6回新株予約権                                                   |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成26年3月27日                                                 | 平成27年3月26日                                                 |
| 新株予約権の数                |                   | 103個                                                       | 58個                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 10,300株<br>(新株予約権1個につき100株)                           | 普通株式 5,800株<br>(新株予約権1個につき100株)                            |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり 25,200円<br>(1株当たり252円)<br>但し、新株予約権と引換えに払込みは要しない | 新株予約権1個当たり 28,900円<br>(1株当たり289円)<br>但し、新株予約権と引換えに払込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                               | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                               |
| 権利行使期間                 |                   | 平成26年4月12日から<br>令和26年4月11日まで                               | 平成27年4月11日から<br>令和27年4月10日まで                               |
| 行使の条件                  |                   | (注1)、(注2)、(注3)                                             | (注1)、(注2)、(注3)                                             |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 62個<br>目的となる株式数 6,200株<br>保有者数 3名                  | 新株予約権の数 34個<br>目的となる株式数 3,400株<br>保有者数 3名                  |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                       |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 41個<br>目的となる株式数 4,100株<br>保有者数 1名                  | 新株予約権の数 24個<br>目的となる株式数 2,400株<br>保有者数 1名                  |



|                             |                   |                                                             |
|-----------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|
|                             |                   | 第8回新株予約権                                                    |
| 発行決議日                       |                   | 平成31年3月27日                                                  |
| 新株予約権の数                     |                   | 178個                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 17,800株<br>(新株予約権1個につき100株)                            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権1個当たり 24,800円<br>(1株当たり248円)<br>但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり1円)                                |
| 権利行使期間                      |                   | 平成31年4月12日から<br>令和31年4月11日まで                                |
| 行使の条件                       |                   | (注1)、(注2)、(注3)                                              |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 163個<br>目的となる株式数 16,300株<br>保有者数 5名                 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                        |
|                             | 監査役               | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 1,500株<br>保有者数 1名                   |

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役並びに監査役に在任中は行使することができず、いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

また、新株予約権者が当社子会社の取締役である場合には、当該子会社の取締役に在任中は行使することができず、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、これを行使することができるものとします。

3. その他の権利行使の条件につきましては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年3月29日付をもって発行した当社第7回新株予約権は、平成28年12月22日開催の常務会において、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」の規定に基づき、各新株予約権者が新株予約権を放棄する旨を決議し、同日消却しております。

また、当社子会社の役員に対し交付した第7回新株予約権につきましても、平成28年12月22日、同様に「新株予約権割当契約書」の規定に基づき、各新株予約権者が新株予約権を放棄し、同日消却しております。

平成29年3月28日の定例取締役会において、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の報酬規程について、以下のとおり改定することを決議いたしました。

ア. 新株予約権者が行使する場合、第1回から第6回までの割当個数の半分を当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」第5条（新株予約権の放棄）の規定に基づき放棄する。ただし、その該当者は当社の常勤取締役とし、同監査役及び子会社（佐渡汽船シップマネジメント株式会社、佐渡汽船シップメンテナンス株式会社）の取締役は対象外とする。

イ. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の権利行使にあたっては、その担当部署の責任度合を踏まえ、割当済みの新株予約権の個数を調整する場合がある。

ウ. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は継続するものの、当期純損益が黒字とならない限り、発行はしない。

平成31年3月9日に発生した当社が運航するジェットフォイル「ぎんが」の海洋生物らしきものとの接触事故により、重傷者を含め多くの方が負傷されました。また、同船の修繕のため、当初、予定していたダイヤの変更（減便）を余儀なくされる等、多くの皆様にご迷惑をお掛けすることとなりました。

つきましては、係る事態となったことへの責任を明確にすべく、平成31年3月27日付をもって発行した当社第8回新株予約権は同日開催の取締役会決議により、ストックオプション（新株予約権）の報酬規程に定めるストックオプション報酬額の半額を減ずることにいたしました。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（令和元年12月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                    |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 小 川 健   | 税理士法人小川会計 代表社員（税理士）<br>株式会社KBS 代表取締役<br>株式会社新潟事業承継パートナー 代表取締役<br>新潟・佐渡観光推進機構株式会社 代表取締役社長<br>両津南埠頭ビル株式会社 代表取締役社長 |
| 代表取締役社長   | 尾 崎 弘 明 | 株式会社佐渡西三川ゴールドパーク 代表取締役社長                                                                                        |
| 専務取締役     | 山 中 一 秀 | 佐渡汽船観光株式会社 代表取締役社長                                                                                              |
| 取 締 役     | 渡 邊 幸 計 | 経 営 企 画 部 長<br>万代島ビルテクノ株式会社 代表取締役社長<br>株式会社佐渡歴史伝説館 代表取締役社長                                                      |
| 取 締 役     | 真 保 高 弘 | 海 全 務 統 括 部 管 理 長<br>安 全 統 括 部 管 理 長                                                                            |
| 取 締 役     | 伊 藤 光   | 佐 渡 市 副 市 長                                                                                                     |
| 取 締 役     | 廣 瀬 俊 三 | 株式会社広瀬組 代表取締役社長                                                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 臼 杵 章   |                                                                                                                 |
| 監 査 役     | 金 子 英 明 | 金子英明税理士事務所 代表（税理士）                                                                                              |
| 監 査 役     | 平 島 健   | 尾畑酒造株式会社 代表取締役社長                                                                                                |

- (注) 1. 取締役廣瀬俊三氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役金子英明氏及び平島 健氏は社外監査役であります。  
 3. 取締役廣瀬俊三氏は、他社での豊富な企業経営経験から、幅広く高度な見識と知見を有するものであります。  
 4. 常勤監査役臼杵 章氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役金子英明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役平島 健氏は、長年会社経営に携わり、幅広く高度な知識と豊富な経験を有するものであります。  
 7. 当社は、取締役廣瀬俊三氏並びに監査役金子英明氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。  
 8. 平成31年3月27日開催の第157期定時株主総会終結の時をもって、佐藤賢一氏、野田悟氏は、任期満了により、取締役を退任いたしました。  
 9. 平成31年3月27日開催の第157期定時株主総会終結の時をもって、中川昌司氏は、任期満了により、監査役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役伊藤 光氏、社外取締役廣瀬俊三氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分       | 人 数   | 報 酬 等 の 額  |
|-----------|-------|------------|
| 取 締 役     | 8 名   | 47,011 千円  |
| (うち社外取締役) | (1) 名 | (960) 千円   |
| 監 査 役     | 4 名   | 8,649 千円   |
| (うち社外監査役) | (3) 名 | (1,920) 千円 |
| 合 計       | 12 名  | 55,660 千円  |

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、平成31年3月27日開催の第157期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び社外監査役1名を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、取締役に係る支給人員については、当事業年度に在任した取締役のうち無報酬の1名を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成22年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額102,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成22年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。  
ストックオプション報酬に係る費用計上額3,310千円（取締役（社外取締役を除く）5名3,031千円及び監査役（社外監査役を除く）1名279千円。）

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ア. 取締役廣瀬俊三氏は、株式会社広瀬組の代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社広瀬組との間には特別の関係はありません。
- イ. 監査役金子英明氏は、金子英明税理士事務所の代表であります。なお、当社と金子英明税理士事務所との間には特別の関係はありません。
- ウ. 監査役平島 健氏は尾畑酒造株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社と尾畑酒造株式会社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ア. 取締役廣瀬俊三氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）13回のうち12回に出席し、長年の会社経営に基づく豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- イ. 監査役金子英明氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）13回のすべてに出席し、税理士の立場に基づく専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確

保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ウ. 監査役平島 健氏は、平成31年3月27日就任以降に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）10回のうち8回に出席し、経営者としての長年のキャリアに基づく客観的な視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、平成31年3月27日就任以降に開催された監査役会10回のうち8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬等（当社の社外役員であった期間に受けたものに限る）はありません。

④ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 24,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

**(5) 責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

**(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分**

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定しております。

改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査役監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて、具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

### (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社子会社の役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「佐渡汽船の理念」及び「企業倫理規程」を定める。
- ② 当社及び当社子会社に対するコンプライアンスの取り組みを統括・徹底するため内部統制委員会を設置し、その取り組み状況を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 当社が定めるグループ管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ④ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断するための必要な体制を整える。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係る損失の危険（以下「リスク」という）を管理統括する取締役を任命し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- ② 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社及び当社子会社の役職員に周知する。

**(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ② 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、取締役会規則を定め、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ③ 当社は、当社子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

**(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、当社及び当社子会社における内部統制の強化、充実を図るため内部統制委員会を設置し、当社及び当社子会社の内部統制に関わる事項について審議する。
- ② 当社子会社の役職員からの内部通報は、当社の監査役に直接通報できるとともに当社の内部通報制度を当社子会社に開放し、各社の役職員に周知することでコンプライアンスの実効性を確保する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

**(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役を補助する組織は安全教育指導室とし、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。



#### **(8) 監査役への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会・常務会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行うこととする。
- ③ 当社または当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社子会社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

#### **(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社及び当社子会社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

#### **(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

#### **(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役職務の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

#### **(12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備**

- ① 当社は、社会の秩序や安全を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、同方針に従った対応を徹底することで、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除している。

- ② 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応するとともに、担当する役職員の安全確保に努める。また、平素より公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター、警察及び弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ることとする。
- ③ 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行うとともに、いかなる理由があっても事実を隠ぺいするための裏取引及び資金提供は、絶対に行わない。
- ④ 反社会的勢力排除に向けた対応については、総務部総務課を対応総括部門とし、情報を一元管理して反社会的勢力に該当するか否かの確認を行う。また、不当要求などの事案ごとに関係部署と協議のうえ対応する。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、対応担当部署だけでなく、関係部署にも配布して周知徹底を図るものとする。

### (13) 当社の当該体制の運用状況の概要

当社は、平成27年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定いたしました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社及び当社子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図り、対応を指示いたしました。

当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりです。

#### ① 子会社の管理

グループ担当の経営企画部を中心に、当社子会社の管理を徹底し、当社グループ全体の経営の健全性と効率的な遂行を図りました。

#### ② 内部統制

安全教育指導室は、内部統制委員会の事務局として、当社及び当社子会社の内部統制全般の整備・運用状況をモニタリングし、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

併せて、その結果を四半期に1回、取締役会へ報告して業務の適正化に努めるとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の従業員に対し、コンプライアンス教育を実施し、内部通報制度についても周知を図りました。

#### ③ SKG社長会

当社は、定期的に「SKG社長会」を開催し、担当部署及びグループ各社間での情報の共有に努めました。

#### ④ ハラスメント防止

各種ハラスメントを防止する体制整備のため、「ハラスメントの防止に関する規程」を定め、社内に専用の相談窓口を設置している旨を周知徹底する他、経営トップによるハラスメント防止に係る注意喚起文を社内配信しました。また、管理職を含む従業員を対象に、外部講師によるハラスメント勉強会を実施しました。

# 貸借対照表

(令和元年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |                   | <b>負 債 の 部</b>         |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,204,593</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,839,802</b>  |
| 現金及び預金             | 851,668           | 海運業未払金                 | 666,632           |
| 受取手形               | 2,456             | その他事業未払金               | 22,671            |
| 海運業未収金             | 464,247           | 短期借入金                  | 800,000           |
| その他事業未収金           | 12,372            | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,714,065         |
| 貯蔵品                | 724,929           | 1年内償還予定の社債             | 365,040           |
| 前払費用               | 33,312            | 未払金                    | 95,649            |
| 未収入金               | 28,634            | 未払法人税等                 | 12,999            |
| その他流動資産            | 87,299            | 未払費用                   | 75,921            |
| 貸倒引当金              | △326              | 前受金                    | 15,655            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>9,451,621</b>  | 預り金                    | 14,656            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>8,526,590</b>  | 前受収益                   | 2,453             |
| 船                  | 4,723,261         | 代理店債務                  | 7,012             |
| 建物                 | 2,215,255         | 賞与引当金                  | 13,089            |
| 構築物                | 141,694           | リース債務                  | 22,081            |
| 機械及び装置             | 6,821             | その他流動負債                | 11,875            |
| 車両及び運搬具            | 157,721           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>6,994,550</b>  |
| 器具及び備品             | 208,386           | 社債                     | 624,020           |
| リース資産              | 38,674            | 長期借入金                  | 5,952,856         |
| 土地                 | 1,034,745         | 退職給付引当金                | 125,821           |
| 建設仮勘定              | 30                | 特別修繕引当金                | 208,720           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>225,969</b>    | 関係会社事業損失引当金            | 31,550            |
| ソフトウェア             | 165,390           | 資産除去債務                 | 14,884            |
| 電話加入権              | 16,279            | リース債務                  | 26,841            |
| リース資産              | 3,813             | 繰延税金負債                 | 7,996             |
| その他無形固定資産          | 40,486            | その他固定負債                | 1,860             |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>699,060</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>10,834,353</b> |
| 投資有価証券             | 149,933           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| 関係会社株式             | 470,498           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>795,297</b>    |
| 出資金                | 4,687             | 資本金                    | 845,265           |
| 長期前払費用             | 65,043            | 資本剰余金                  | 683,532           |
| 差入保証金              | 7,808             | 資本準備金                  | 683,122           |
| その他長期資産            | 1,089             | その他資本剰余金               | 409               |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>16,179</b>     | 利益剰余金                  | △730,860          |
| 社債発行費              | 16,179            | 利益準備金                  | 125,000           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>11,672,393</b> | その他利益剰余金               | △855,860          |
|                    |                   | 繰越利益剰余金                | △855,860          |
|                    |                   | 自己株式                   | △2,639            |
|                    |                   | <b>評価・換算差額等</b>        | <b>18,264</b>     |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金           | 18,264            |
|                    |                   | <b>新株予約権</b>           | <b>24,477</b>     |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>838,039</b>    |
|                    |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>11,672,393</b> |

# 損益計算書

（平成31年1月1日から  
令和元年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目          | 金 額         | 金 額       |
|--------------|-------------|-----------|
| 営業収益         |             |           |
| 海運業収益        | (7,672,358) |           |
| 旅客運賃         | 4,274,590   |           |
| 自動車航空送運賃     | 2,256,213   |           |
| 貨物運賃         | 962,480     |           |
| その他の海運業収益    | 179,075     |           |
| その他の事業収益     | (440,349)   |           |
| 自動車事業収益      | 187,664     |           |
| 旅行業収益        | 252,685     | 8,112,708 |
| 営業費用         |             |           |
| 海運業費用        | (7,649,188) |           |
| 運船航空費用       | 5,749,580   |           |
| 船事業所費用       | 510,880     |           |
| その他の事業費用     | 1,388,726   |           |
| その他の事業費用     | (442,367)   |           |
| 自動車事業費用      | 214,246     |           |
| 旅行業費用        | 228,120     | 8,091,555 |
| 営業利益         |             | 21,153    |
| 一般管理費        |             | 439,399   |
| 営業損失         |             | 418,246   |
| 営業外収益        |             |           |
| 受取利息         | 9           |           |
| 受取配当金        | 20,793      |           |
| 不動産賃貸料       | 114,787     |           |
| その他の営業外収益    | 33,227      | 168,818   |
| 営業外費用        |             |           |
| 支払利息         | 157,436     |           |
| 社債発行費        | 10,285      |           |
| 賃貸資産減価償却費    | 9,769       |           |
| 賃貸資産維持管理費    | 19,427      |           |
| その他の営業外費用    | 31,124      | 228,043   |
| 経常損失         |             | 477,471   |
| 特別利益         |             |           |
| 固定資産売却益      | 29,588      | 29,588    |
| 特別損失         |             |           |
| 固定資産売却損失     | 1,244       |           |
| 固定資産除却損失     | 5,281       |           |
| 減損損失         | 347,622     | 354,148   |
| 税引前当期純損失     |             | 802,032   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,158       | 7,158     |
| 当期純損失        |             | 809,190   |

# 株主資本等変動計算書

(平成31年1月1日から  
令和元年12月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |         |          |         |
|-----------------------------|---------|---------|----------|---------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |          |         |
|                             |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成31年1月1日 期首残高              | 843,135 | 680,992 | 409      | 681,401 |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |          |         |
| 新株の発行                       | 2,130   | 2,130   |          | 2,130   |
| 自己株式の取得                     |         |         |          |         |
| 当期純損失(△)                    |         |         |          |         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         |          |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | 2,130   | 2,130   | —        | 2,130   |
| 令和元年12月31日 期末残高             | 845,265 | 683,122 | 409      | 683,532 |

|                             | 株 主 資 本 |          |          |        |           |
|-----------------------------|---------|----------|----------|--------|-----------|
|                             | 利益剰余金   |          |          | 自己株式   | 株主資本合計    |
|                             | 利益準備金   | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |        |           |
|                             |         | 繰越利益剰余金  |          |        |           |
| 平成31年1月1日 期首残高              | 125,000 | △46,670  | 78,329   | △2,626 | 1,600,240 |
| 事業年度中の変動額                   |         |          |          |        |           |
| 新株の発行                       |         |          |          |        | 4,260     |
| 自己株式の取得                     |         |          |          | △12    | △12       |
| 当期純損失(△)                    |         | △809,190 | △809,190 |        | △809,190  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |          |          |        | —         |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | △809,190 | △809,190 | △12    | △804,942  |
| 令和元年12月31日 期末残高             | 125,000 | △855,860 | △730,860 | △2,639 | 795,297   |

|                             | 評価・換算差額等     |            | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------------|--------------|------------|--------|-----------|
|                             | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |           |
| 平成31年1月1日 期首残高              | 17,964       | 17,964     | 25,411 | 1,643,615 |
| 事業年度中の変動額                   |              |            |        |           |
| 新株の発行                       |              |            |        | 4,260     |
| 自己株式の取得                     |              |            |        | △12       |
| 当期純損失(△)                    |              |            |        | △809,190  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 300          | 300        | △933   | △632      |
| 事業年度中の変動額合計                 | 300          | 300        | △933   | △805,575  |
| 令和元年12月31日 期末残高             | 18,264       | 18,264     | 24,477 | 838,039   |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月26日

佐渡汽船株式会社  
取締役会御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚田一誠 (印)  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 清水栄一 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年2月26日

佐渡汽船株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 臼 | 杵 | 章 | ㊟ |
| 社外監査役 | 金 | 子 | 英 | ㊟ |
| 社外監査役 | 平 | 島 | 健 | ㊟ |

# 連結貸借対照表

(令和元年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |                   | <b>負 債 の 部</b>         |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>4,059,610</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,893,526</b>  |
| 現金及び預金             | 2,129,394         | 支払手形及び買掛金              | 851,717           |
| 受取手形及び売掛金          | 692,632           | 短期借入金                  | 894,000           |
| たな卸資産              | 854,407           | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,994,530         |
| その他流動資産            | 388,175           | 1年内償還予定の社債             | 365,040           |
| 貸倒引当金              | △4,998            | 未払金                    | 177,256           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>11,192,844</b> | リース債務                  | 24,825            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>10,278,029</b> | 未払費用                   | 248,833           |
| 船 舶                | 4,723,261         | 未払法人税等                 | 58,287            |
| 建 物                | 2,950,495         | 未払消費税等                 | 77,528            |
| 構 築 物              | 162,414           | 賞与引当金                  | 48,880            |
| 機 械 及 び 装 置        | 85,042            | 役員賞与引当金                | 4,510             |
| 車両及び運搬具            | 296,760           | その他流動負債                | 148,120           |
| 器具及び備品             | 282,540           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>8,675,238</b>  |
| リース資産              | 38,675            | 社 債                    | 644,020           |
| 土 地                | 1,738,812         | 長期借入金                  | 6,667,294         |
| 建設仮勘定              | 30                | 退職給付に係る負債              | 981,313           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>286,611</b>    | 役員退職慰労引当金              | 61,051            |
| リース資産              | 13,026            | 特別修繕引当金                | 208,720           |
| その他無形固定資産          | 273,585           | 資産除去債務                 | 27,943            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>628,204</b>    | リース債務                  | 36,735            |
| 投資有価証券             | 163,052           | 繰延税金負債                 | 31,654            |
| 出 資 金              | 13,221            | その他固定負債                | 16,508            |
| 長期前払費用             | 335,962           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>13,568,764</b> |
| 差入保証金              | 25,119            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| 繰延税金資産             | 70,238            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,251,784</b>  |
| その他長期資産            | 22,702            | 資 本 金                  | 845,265           |
| 貸倒引当金              | △2,090            | 資 本 剰 余 金              | 658,906           |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>17,236</b>     | 利 益 剰 余 金              | △221,798          |
| 社債発行費              | 17,236            | 自 己 株 式                | △30,589           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>15,269,690</b> | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>18,395</b>     |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金           | 18,395            |
|                    |                   | <b>新株予約権</b>           | <b>24,477</b>     |
|                    |                   | <b>非支配株主持分</b>         | <b>406,270</b>    |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,700,926</b>  |
|                    |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>15,269,690</b> |



# 連結損益計算書

（平成31年1月1日から  
令和元年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金       | 額          |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         |            |
| 海運業収益及びその他営業収益          |         | 11,477,011 |
| 売 上 原 価                 |         |            |
| 海運業費用及びその他営業費用          |         | 10,831,549 |
| 売 上 総 利 益               |         | 645,462    |
| 販売費及び一般管理費              |         | 954,178    |
| 営 業 損 失                 |         | 308,716    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 102     |            |
| 受 取 配 当 金               | 4,911   |            |
| 不 動 産 賃 貸 料             | 78,806  |            |
| そ の 他 営 業 外 収 益         | 48,410  | 132,229    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 165,541 |            |
| 賃 貸 資 産 減 価 償 却 費       | 20,061  |            |
| 賃 貸 資 産 維 持 管 理 費       | 19,347  |            |
| そ の 他 営 業 外 費 用         | 37,328  | 242,277    |
| 経 常 損 失                 |         | 418,764    |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 60,864  | 60,864     |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 1,260   |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 5,342   |            |
| 減 損 損 失                 | 351,720 | 358,322    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失   |         | 716,222    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 75,413  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △38,041 | 37,372     |
| 当 期 純 損 失               |         | 753,594    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益         |         | 16,029     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失         |         | 769,623    |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成31年1月1日から  
令和元年12月31日まで）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成31年1月1日 期首残高            | 843,135 | 652,192   | 547,825   | △30,577 | 2,012,575   |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 新 株 の 発 行                 | 2,130   | 2,130     |           |         | 4,260       |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |           |           | △12     | △12         |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |         | 4,584     |           |         | 4,584       |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）        |         |           | △769,623  |         | △769,623    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         | —           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 2,130   | 6,714     | △769,623  | △12     | △760,791    |
| 令和元年12月31日 期末残高           | 845,265 | 658,906   | △221,798  | △30,589 | 1,251,784   |

|                           | その他の包括利益累計額  |               | 新株予約権  | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------------|--------------|---------------|--------|---------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |        |         |           |
| 平成31年1月1日 期首残高            | 18,065       | 18,065        | 25,411 | 412,171 | 2,468,222 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |               |        |         |           |
| 新 株 の 発 行                 |              |               |        |         | 4,260     |
| 自 己 株 式 の 取 得             |              |               |        |         | △12       |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |              |               |        |         | 4,584     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）        |              |               |        |         | △769,623  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 330          | 330           | △933   | △5,901  | △6,504    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 330          | 330           | △933   | △5,901  | △767,295  |
| 令和元年12月31日 期末残高           | 18,395       | 18,395        | 24,477 | 406,270 | 1,700,926 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年2月26日

佐渡汽船株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 塚田一誠 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 清水栄一 | 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐渡汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第158期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年2月26日

佐渡汽船株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 臼 | 杵 | 章 | 印 |
| 社外監査役 | 金 | 子 | 英 | 明 |
| 社外監査役 | 平 | 島 | 健 | 印 |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任(全員再任)をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                      | 所有する当社の<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1         | お がわ たけし<br>小 川 健<br>(昭和26年2月1日)        | 平成19年3月 当社代表取締役副社長<br>平成20年3月 当社代表取締役社長<br>平成31年3月 当社代表取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>税理士法人小川会計 代表社員(税理士)<br>株式会社KBS 代表取締役<br>株式会社新潟事業承継パートナー 代表取締役<br>新潟・佐渡観光推進機構株式会社 代表取締役社長<br>両津南埠頭ビル株式会社 代表取締役社長 | 12,000株         |
| 2         | お ぎき ひろ あき<br>尾 崎 弘 明<br>(昭和38年12月26日)  | 昭和62年4月 当社入社<br>平成24年4月 当社経営企画部長<br>平成26年3月 当社取締役総務部長兼経営企画部長<br>平成28年3月 当社常務取締役総務部長<br>平成29年3月 当社代表取締役専務<br>平成30年3月 当社代表取締役副社長<br>平成31年3月 当社代表取締役社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社佐渡西三川ゴールドパーク 代表取締役社長 | 6,000株          |
| 3         | やま なか かず ひで<br>山 中 一 秀<br>(昭和33年10月11日) | 昭和57年3月 当社入社<br>平成21年10月 佐渡汽船営業サービス株式会社取締役<br>平成24年3月 当社取締役本社統括部長<br>平成25年12月 当社取締役本社統括部長兼旅行販売部長<br>平成28年1月 当社取締役営業部長<br>平成30年3月 当社専務取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>佐渡汽船観光株式会社 代表取締役社長                  | 6,100株          |
| 4         | わた なべ ゆき え<br>渡 邊 幸 計<br>(昭和44年8月20日)   | 平成5年4月 当社入社<br>平成29年2月 当社経営企画部次長(部長)<br>平成29年3月 当社取締役経営企画部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>万代島ビルテクノ株式会社 代表取締役社長<br>株式会社佐渡歴史伝説館 代表取締役社長                                                                      | 1,000株          |
| 5         | しん ぼ たか ひろ<br>真 保 高 弘<br>(昭和40年10月6日)   | 昭和63年12月 当社入社<br>平成20年4月 当社船長<br>平成21年4月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社船長<br>平成29年4月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社海務部長<br>(運航管理者)<br>平成31年3月 当社取締役海務部長及び安全統括管理者(現任)                                                        | 5,100株          |
| 6         | い とう ひかる<br>伊 藤 光<br>(昭和37年5月22日)       | 昭和56年8月 郵政省入省<br>平成15年3月 相川郵便局 局長<br>平成28年6月 日本郵便株式会社退社<br>平成28年7月 佐渡市副市長(現任)<br>平成30年3月 当社取締役(現任)                                                                                                | 一株              |
| 7         | ひろ せ とし み<br>廣 瀬 俊 三<br>(昭和33年8月15日)    | 昭和56年4月 東急道路株式会社入社<br>昭和58年2月 東急道路株式会社退社<br>昭和58年3月 株式会社広瀬組入社<br>平成5年4月 株式会社広瀬組 代表取締役社長(現任)<br>平成30年3月 当社社外取締役(現任)                                                                                | 4,800株          |

- (注)
1. 取締役候補者小川 健氏は、株式会社KBSの代表取締役を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。  
取締役候補者小川 健氏は、新潟・佐渡観光推進機構株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
  2. 取締役候補者山中一秀氏は、佐渡汽船観光株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
  3. 取締役候補者渡邊幸計氏は、万代島ビルテクノ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
  4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  5. 取締役候補者伊藤 光氏は、長期にわたり、郵政に携わってきた豊富な経験と、佐渡市副市長として、地域の活性化に尽力してきた経歴を生かし、その経験を通じて培われた社会的信用と幅広い見識を当社の経営に展開していただけるものと判断いたしました。
  6. 廣瀬俊三氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。
  7. 廣瀬俊三氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として同証券取引所へ届け出る予定であります。
  8. 社外取締役候補者の選任理由について  
廣瀬俊三氏は、他の会社の経営に長期にわたり関わってきた豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かしていただけるものと判断いたしました。
  9. 当社は、伊藤 光氏及び廣瀬俊三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としており、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。

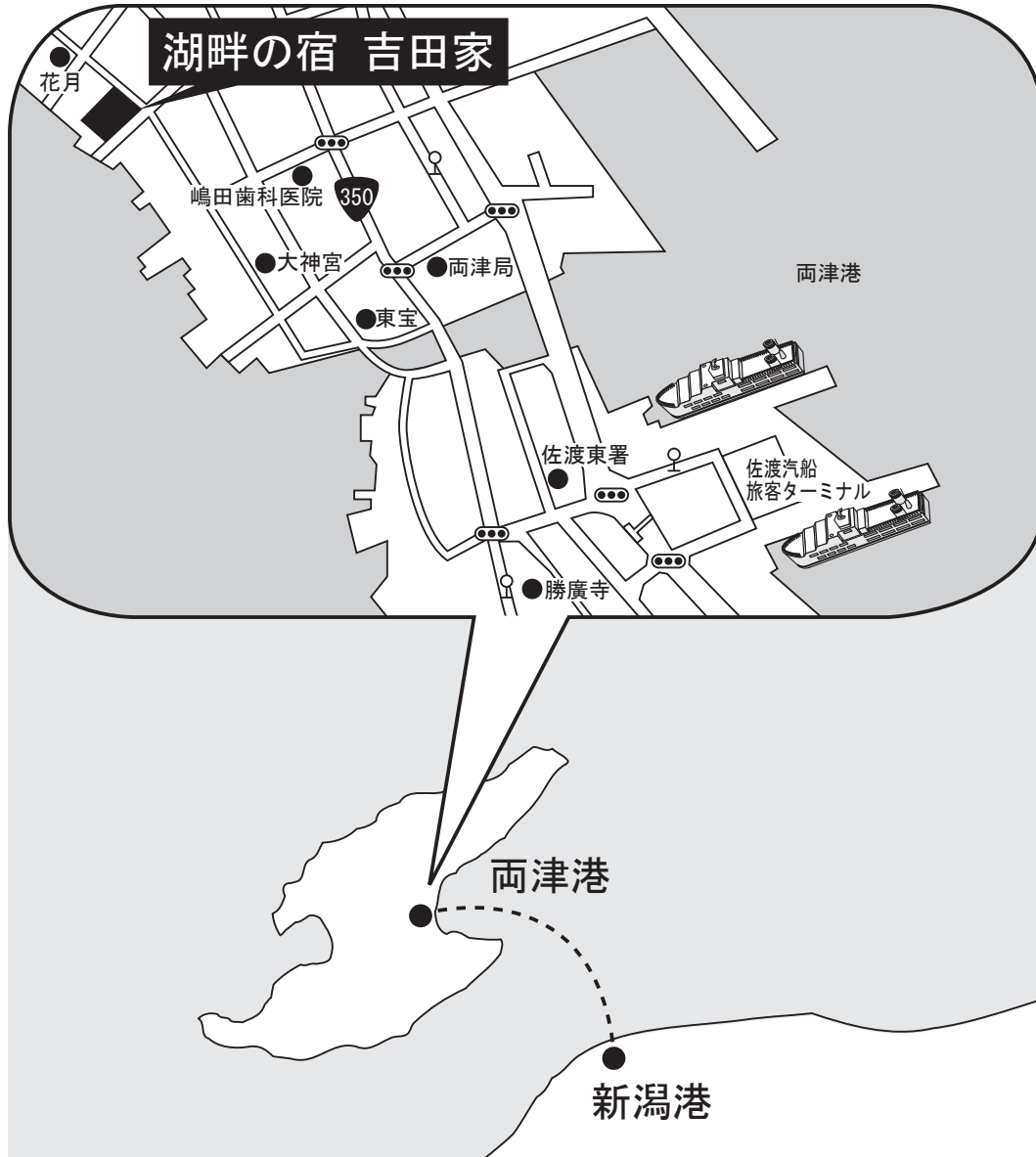
以 上



# 株主総会 会場のご案内

■会場／新潟県佐渡市両津夷261番地1  
湖畔の宿 吉田家 東館3階大広間「飛天」  
TEL 0259-27-2151

●昨年と会場が変更になっております。お間違えのないようご注意ください。



**交通** 佐渡汽船両津港から会場まで、車で5分、徒歩で15分です。  
お車でのご来場の際はホテル駐車場をご利用ください。

**送迎バス** 12時20分に両津港旅館駐車場より会場行きバスを運行いたします。また、株主総会終了後に両津港行きバスを運行いたします。